

I 予算要望事項

単位：千円
() 内は内数

1. 国際戦略の推進について

T P P 11 や日 E U ・ E P A の発効、改正出入国管理及び難民認定法による新たな在留資格「特定技能」の創設、さらにはインバウンドの増加など、経済や人のグローバル化が進展している。

このような状況に対応するためには、本年4月に県が設置した「国際戦略推進本部」が司令塔の役割を果たし、「栃木県企業誘致・県産品販売推進本部」などと連携を強化しながら、国際的な経済情勢や国の動向を注視しつつ、国際化を戦略的に展開していくことが重要である。

については、次に掲げる項目に早急に取り組むこと。

(1) 外国人誘客対策の強化について

ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会など、世界各国から観光客の訪日が見込まれるこの好機を捉え、より多くの観光客を本県に呼び込むためには、これまで以上に観光資源や魅力を発信するとともに、受入れ体制を整備することが必要である。

については、市町ごとの特長を生かし、地域の活性化にもつながるようなイベントの開催等、更なるインバウンド対策の強化を支援すること。

また、日光国立公園を始めとする、本県が誇る自然の魅力を外国人観光客に満喫していただくため、老朽化した施設や多言語化に対応していない標識など、未だ改修が不十分な箇所については、速やかに施設整備に取り組むこと。

さらに、外国人の誘客には、外国人の嗜好や行動パターンを熟知した、外国人目線による観光資源の発掘等が非常に有効であると考えられることから、特に訪日客が伸びている東アジアや東南アジアの人材を活用すること。

(重点事業)

○外国人誘客支援事業費	25,000
○外国人材活用インバウンド推進事業費	7,740
○公共事業費（環境森林部）	135,500
○県単公共事業費（環境森林部）	50,000
(政調上乘せ)	50,000)

(2) とちぎブランドの海外発信について

来る 2020 年は東京でオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるなど、とちぎブランドの魅力を海外に発信していく絶好の機会となる。

こうしたタイミングを逸することなく、本県経済の更なる活性化が図れるよう、最新の情勢を踏まえながら、県産農産物や日本酒等の県産品のおいしさや安全性を P R し、一層の販路拡大に取り組むとともに、海外からの観光誘客の促進を図ること。

また、県全体の農産物輸出額の約 45%を占める牛肉について、さらなる輸出拡大を進めるため、対米・対 E U 向けの輸出基準に対応した施設として、新たな食肉センターが令和 2 年 4 月に開設されることから、開設後速やかに輸出が可能となるような体制整備や販路拡大に向けた調査研究に取り組むこと。

(重点事業)

○ベトナム・タイにおけるとちぎの魅力発信事業費	30,805
○牛肉輸出体制支援事業費	2,500
	(政調上乗せ 2,500)
○牛肉輸出拡大調査事業費	3,500
	(政調上乗せ 3,500)

2. 安全・安心な暮らしの実現について

(1) 県立学校における学習環境の整備について

昨年度 9 月補正予算により、すべての県立学校の普通教室に空調設備が設置されたところであるが、家庭科等の実習を行う特別教室においては、調理器具やアイロン等の熱源機器を使用することから、室温が高くなりやすく、熱中症になるおそれも懸念され、より一層、児童生徒等の体調管理に配慮する必要がある。

ついては、児童生徒等の健康の保持増進を最優先に、適切な学習環境の確保に資するよう、特別教室についても、空調設備の設置を早急に行うこと。

さらに、「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」等に基づき校舎等の計画的な改修を進めているところではあるが、特に老朽化が著しい施設については、計画を前倒して整備を推進すること。

(重点事業)

○県立学校空調設備整備事業費	1,116,065
	(政調上乗せ 347,761)

○県立学校施設長寿命化推進事業費	15,000
(政調上乗せ	15,000)

(2) 交差点等における交通安全対策について

本年5月に、滋賀県大津市において散歩中の保育園児の列に車両が突っ込み、幼い命が失われるという痛ましい事故が発生した。

本県においても、平成23年4月に集団登校中であった通学児童の列にクレーン車が突っ込む事故が発生している。

こうした事故から子ども達の安全と生命を守るため、交差点等における交通安全対策を早急に実施すること。

(重点事業)

○県単公共事業費（県土整備部(交差点等緊急安全対策))	300,000
(政調上乗せ	300,000)

(3) 防災・減災対策の推進について

近年、全国各地で、局地的な豪雨等により自然災害が発生しているが、自然の猛威から県民の生命・財産を守るためには、河川の氾濫や土砂崩れ等の不測の事態に備え、防災・減災対策に積極的に取り組む必要がある。

国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」への呼応やその後の継続的な対策を見据え、国の交付金等の活用に向けて、事前調査にさらに万全を期すこと。

(重点事業)

○公共事業関連調査費（県土整備部）	300,000
(政調上乗せ	300,000)

(4) 農業農村整備事業の推進について

農業水利施設は、農業用水の安定供給や農村地域における防災機能の確保に非常に重要なインフラであるが、今後、耐用年数を超える施設が大幅に増加することが見込まれている。

については、農業用水路や取水堰などの長寿命化や耐震化等に向けた対策を積極的に進めること。

(重点事業)

○県単公共事業費（農政部）	30,000
(政調上乗せ	30,000)

計	12 重点事業	2,016,110 千円
	(政調上乗せ	1,048,761 千円)

Ⅱ 政策要望事項

1. とちぎの未来創生に向けて

(1) 「とちぎ創生15戦略第2期計画」の策定に向けて

人口減少の克服と地域の活力の維持を目指す「とちぎ創生15戦略」については、最終年度を迎え、概ね順調に推移している指標がある一方で、人口動態に関する成果指標等については、改善が見られない状況が続いている。

政府が本年6月に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」で、第2期においては、従来の枠組みを維持しつつ、必要な強化を図ることとしており、「地方へのひと・資金の流れを強化する」「新しい時代の流れを力にする」など、新たな視点に重点を置いた施策を推進することとされた。

このため、県においては、これまでの取組成果をしっかりと検証するとともに、国の動向等を的確に捉え、市町や県民等の意見も集約し、「とちぎ創生15戦略」に続く次期戦略の策定を進めること。

(2) 結婚支援の充実について

少子化・人口減少が進行する中で、若い世代が結婚を望む時期にその希望を実現することができる環境をつくることが重要である。県では、「とちぎ結婚支援センター」を設置するなど結婚支援に取り組み、一定の成果を挙げているところであるが、県内の婚姻件数は減少傾向に歯止めがかかっておらず、また晩婚化も進んでいる。

このため、結婚を希望する方々にとって「とちぎ結婚支援センター」のサービスをより魅力あるものとし、利用拡大を図るなど、結婚支援の取組の一層の充実強化を図ること。

(3) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催1年前を迎え、オリンピック聖火リレーのランナー募集が行われるなど、全国的に開催機運が盛り上がりつつあるが、本県においても、各地域の活性化につながるよう、全県的な機運の醸成に努める必要がある。

このため、市町を始め多くの県民の協力を得ながら、3月に開催されるオリンピック聖火リレーの成功に向けた取組はもとより、東京

2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて更なる全県的な機運醸成の取組等を推進すること。

- (4) 第 77 回国民体育大会及び第 22 回全国障害者スポーツ大会に向けて第 77 回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」及び第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」の令和 4 年開催が正式に決定した。同一年開催の冬季大会（スケート競技会・アイスホッケー競技会）も含め、大会の成功に向けては、県民総参加で盛り上げることが必要であることから、これまで以上に県民への周知、機運醸成を図ること。

また、大会期間中には、全国から多くの来訪者が見込まれることから、円滑な移動ができるよう、会場までの経路の明確化、安全確保などの観点から事前に調査し準備すること。

さらには、国体を絶好の機会と捉え、本県ならではのおもてなしの心を持って、とちぎのイメージアップやブランド力の向上そして地域振興なども視野に入れ、「オールとちぎ」体制で取り組む大会とすること。

2. 県内経済の活性化について

(1) 産業の振興について

我が国の景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、雇用・所得環境の改善など、緩やかに回復しているとされている中、中小・小規模企業は、人手不足や事業承継、働き方改革などの喫緊の課題に直面しており、依然として厳しい経営環境に置かれている。

このため、今般改正された「小規模事業者支援法」を踏まえ、「とちぎ地域企業応援ネットワーク」を活用し、支援機関が互いに連携しながら、オール栃木体制で中小・小規模企業の経営力・生産性の向上と持続的な発展を支援すること。

加えて、T P P 11 や日 E U ・ E P A の発効など本県を取り巻く国際情勢が大きく変化する中、通商問題の影響等に留意する必要があることから、今後の関連産業における動向を注視しつつ、多様な手段で情報収集に努めるとともに、これらを踏まえながら適切な対応を図ること。

（２）産業人材の確保について

人口減少社会が本格化する中、幅広い産業分野での人手不足が顕著となっているが、本県の地域経済をより一層活性化していくためには、産業の基盤を支える人材を安定的に確保していくことが肝要である。

令和元年６月現在の県内の有効求人倍率は１．４４倍と５２ヶ月連続で１倍を超えるとともに、大学生や高校生等の今春の新卒者就職内定率も過去最高の水準となるなど、景気の回復基調を受けて雇用の改善が進む一方、求人する側の企業、特に中小・小規模企業にとっては人手不足が深刻な状況となり、人材の確保が急務となっている。

このため、新規学卒者や離転職者など様々な人材に対する企業とのマッチングの支援に加え、ＵＩＪターン就職を一層促進するなど、産業人材の確保に努めること。

（３）働き方改革の推進について

本年４月から順次施行した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を踏まえ、中小・小規模企業における働き方改革の確実な推進を図るとともに、働く人一人ひとりが、その意思や能力、個々の事情に応じて柔軟な働き方が選択でき、女性や高齢者、障害者など多様な人材が活躍できるよう、県内企業の働きやすい職場環境の整備に向けた支援に積極的に取り組むこと。

あわせて、県では、「栃木県庁働き方改革プロジェクト」を進めているところであり、県庁全体の労働生産性を向上させるため、定型的な事務を自動化するロボティック・プロセス・オートメーション（ＲＰＡ）技術など、ＩＣＴの活用による業務の効率化・省力化への取組を進めていくこと。

（４）産業団地の整備と企業誘致について

企業の設備投資意欲が堅調に推移するなか、本県においては産業団地の分譲が好調に進む一方、企業に紹介可能な産業用地が減少している。地域における雇用の確保や人口維持、地域経済の活性化を図るためには、企業立地を推進していく取組が重要であるため、県がコーディネーターの役割を発揮して市町と連携し、企業ニーズを十分踏まえながら、企業立地の受け皿となる新たな産業団地の整備に取り組むとともに、戦略的な企業誘致の推進を図ること。

(5) 観光誘客の推進について

J R 東日本と協働し、一昨年から 3 回にわたり春に開催された「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーン(DC)は、とちぎの魅力ある観光地の紹介や、県民の心のこもったおもてなしなどにより、全国に向けて本県の知名度向上や魅力の発信に大いに効果があったものと評価している。

これらの実績を踏まえ、これからも観光産業を発展させていくため、次の項目に取り組むこと。

- ① DC を振り返っての成果と今後の課題をしっかりと検証するとともに、その成果を DC レガシーとして継承し、来年行われる東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会、令和 4 年に行われる「いちご一会とちぎ国体」・「いちご一会とちぎ大会」等の好機を逸することなく、観光客入込数はもちろん、本県の課題である宿泊数の増加にもつながるような戦略的な観光誘客施策を展開すること。

また、市町に対し、DC レガシーが着実に定着するよう、県が支援すること。

- ② 本県の認知度が低いと言われる関西圏等においては、「大阪センター」を拠点とし、本県の魅力ある観光資源や県産品等の情報発信に積極的に関わり、本県の知名度向上等や更なる観光誘客の推進を図ること。
- ③ 今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に伴い、訪日旅行者の増加が見込まれる中、本県を訪れる外国人旅行者等のニーズを把握し、更に効果的な海外誘客プロモーションを展開していく必要があることから、より具体的に効果的な施策を実現するため、国等のデータの活用はもとより、県独自の調査実施を検討すること。

(6) 外国人材の受入れ体制の整備について

出入国管理及び難民認定法の一部改正により、新たな在留資格「特定技能」が創設され、企業からは人材確保の観点から期待されているが、登録支援機関への委託料や転職リスク・生活支援など、企業は新制度への対応に苦慮している状況にある。

このため、「とちぎ外国人材活用推進協議会」等を通して、情報の共有化を図るなど、企業等と一体となって円滑な受入れを図ること。

また、本年度、国際戦略推進本部が設置され、関係部局が連携した施策が展開されているが、インバウンド対策や雇用対策等の経済面からの取組が中心となっており、既に多くの外国人が本県に居住しているにもかかわらず、生活者としての外国人に対する県の施策・取組が十分とは言えない。

外国人の日常生活に関わる取組は、保健医療・教育・防災等の多岐にわたるものであり、外国人が住みやすく、外国人からも選ばれがちぎとなるよう、市町との連携を図りながら、生活者目線での多文化共生の包括的な取組をより一層強化すること。

(7) キャッシュレスの推進について

本年 10 月には消費税率の引上げが予定されており、キャッシュレス決済を前提とした消費者へのポイント還元等が実施される見込みとなっている。

そこで、県内中小・小規模企業の経営の安定化や労働生産性の向上、さらには、県内観光地等でのインバウンド需要を確実に取り込むため、キャッシュレス決済の利活用をより一層推進すること。

3. 安全・安心な地域社会づくりについて

(1) 公共工事の円滑な執行について

建設業者は異常気象時に係る災害復旧の対応や防災・減災対策、社会資本の老朽化対策等の担い手として、地域を支える重要な役割を担っている。

一方、建設業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、各被災地における震災復旧や東京 2020 オリンピック・パラリンピック関連の大型事業の影響で、建設資材の高騰や労働者等の確保の面で多くの課題を抱えている。

そこで、新・担い手 3 法の趣旨を踏まえ、働き方改革、生産性向上に取り組むため、職場環境改善のための週休 2 日制工事の導入や労務等の確保に供する余裕期間設定による平準化等を図るとともに、共同受注方式の活用など、地域の実情に応じた工事発注や、労務・資材等に係る価格変動の適切な設計単価への反映、県内で産出、生産又は製造される資材等の優先調達、公共工事に携わる技術者の確保、若手技術者の育成等に努めること。

（２）社会資本の老朽化対策について

道路・河川等の社会資本は、県民の日常生活と経済活動を広く支える重要な社会基盤であるが、高度経済成長期に集中的に整備された施設の老朽化が進んでおり、早急な対応が求められている状況にある。

このため、これら社会資本については、公共施設等総合管理基本方針の理念に基づき、施設ごとの長寿命化修繕計画を着実に推進するとともに、その財源の確保に努めること。

特に、道路については、平成 26 年度策定の舗装長寿命化修繕計画において、劣化・損傷が深刻で緊急修繕が必要な区間を概ね 5 ～ 6 年で 1,000 km 程度解消するとしているが、依然として修繕すべき箇所が数多く見受けられることから、計画を着実に進めること。

（３）道路整備の推進について

本県における人口減少克服と地方創生のためには、大都市圏や海外から人と産業を呼び込み、活発な交流と経済活動を促進するとともに、県民が安全で安心した生活ができる環境づくりが不可欠である。

このため、高速道路の機能強化や、幹線道路ネットワークの整備、ミッシングリンクの早期解消など、広域的な連携・交流を支える基盤づくりを推進するため、新たな広域道路交通計画を策定し、これらの早期事業化を図るとともに、日常の買い物や通院に使用する県民生活に密着した身近な道路についてもより一層整備を推進すること。

（４）県内の公共交通網の再構築について

県は、宇都宮市と芳賀町が進める L R T 整備事業への支援を明確にするに当たり、L R T 整備事業により県内の他の地域においても公共交通の充実強化に向けた取組が一層加速するという効果が期待できることから、各市町・交通事業者と連携し、地域公共交通網形成計画の策定やその実現に向けた取組を積極的に支援・推進していく、としている。

一方、県内各市町においては、交通弱者対策等の観点から、効果的・効率的で持続可能な公共交通の充実・強化策に取り組んでいるが、期待どおりの成果は得られておらず、特に県や市町をまたぐ公共交通については、その連携・整備が十分に進んでいない状況にある。

そこで、県内の他の地域における公共交通網の再構築や利便性の向上に向けても、県として積極的に関与し、十分な支援を行うこと。

(5) 公共交通のバリアフリー化等の促進について

高齢者や障害者はもとより、幼児や妊産婦などの行動を阻む様々な障壁を取り除き、積極的に社会参加できる環境整備を進めるため、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの普及促進、鉄道駅のバリアフリー化を促進するとともに、地域住民はもとより来訪者の利便性の向上を図るため、交通系ＩＣカードの導入促進についても検討すること。

(6) 防災・減災対策の推進について

西日本に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨をはじめ、近年の災害は、頻発化・激甚化が顕著となっており、多数の死者や家屋の浸水・倒壊など甚大な被害が生じている。

本県においても、県民の生命・財産を守るため、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に呼応し、積極的に防災・減災対策に取り組むとともに、次に掲げるような対策を講じ、災害に対する備えに万全を期すこと。

- ① 緊急車両の円滑な通行や避難所、社会福祉施設等公共性の高い施設への道路を確保するため、橋梁の耐震補強や道路法面の防災対策等を積極的に推進すること。
- ② 河川改修や砂防施設整備など災害を未然に防止する対策を着実に進めること。

特に、土砂災害警戒区域のうち高齢者など要配慮者利用施設等のある重点整備箇所の整備を積極的に推進すること。

- ③ 住民の迅速な避難を促すため、洪水からの「逃げ遅れによる人的被害ゼロ」への取組や、土砂災害警戒区域の指定箇所の周知等ソフト対策を進めるとともに、ハザードマップの見直しやタイムラインの早期作成について市町への支援を行うこと。

また、本年度から運用が開始された「5段階の警戒レベル」の周知等の対策を進め、自助、互助・共助の視点から県民の防災意識の向上に一層努めること。

さらに、災害の恐れがある場合の情報伝達についても、課題分析等を行い、実効性ある防災体制の強化に努め、市町に対しても必要な助言・支援を行うこと。

(7) 県民総ぐるみで子どもの安全・安心を守る意識の醸成について

全国的に、登下校時に起こる子どもの交通事故や突発的に発生する通り魔事件など、子どもが被害者となる痛ましい事件や事故が後を絶たず、子どもの安全・安心を取り巻く環境は依然として憂慮される状況にある。

本県においては、平成 17 年に旧今市市で発生した事件を受け、各地域で子どもの見守り活動を行う防犯ボランティアが数多く組織されたが、その後、高齢化などによるなり手不足により、団体数及び構成員数とも減少している。

そこで、県が、現在進めている「栃木県安全で安心なまちづくり推進条例」の改正を契機に、県民総ぐるみで子どもの安全・安心を見守る意識の醸成により一層取り組むこと。

(8) 再犯の防止に向けた取組について

平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体においても、再犯の防止等に関し、施策を策定・実施する責務が定められたことから、県でも再犯防止推進計画の策定を進めている。

安全で安心なまちづくりを進めるためには、犯罪や非行からの立ち直りに取り組む人たちを地域で受け入れ、責任ある社会の一員となるよう支えることが重要である。

そこで、県版の再犯防止推進計画の策定に当たっては、国や関係機関等と十分連携を図り、本県の実状に応じた内容となるよう配慮すること。

4. 保健・医療・福祉施策の充実について

(1) 県を挙げた子ども・子育て支援の推進について

平成 30 年の本県の合計特殊出生率は、1.44 と前年から 0.1 ポイント低下し、全国順位も 32 位と低迷するなど依然として少子化に歯止めがかかっていない。

今年 1 月に施行された「とちぎの子ども・子育て支援条例」においては、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現を図るため、子ども・子育て支援について県を挙げて取り組むこととしている。

そのためには、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援が重要であることから、市町や関係団体と十分に連携し、必要な施策を講じること。

(2) 児童虐待防止対策の更なる強化について

多くのかけがえのない子どもの命が虐待により失われる痛ましい事件が相次いだことを受け、国においては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の策定など、増加する児童虐待に対応するための取組を進めている。

また、本年6月には児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の一部を改正する法律が成立・公布された。

昨年度の県内の児童虐待対応件数は2,768件となり3年連続で過去最多を更新した。本県においても、児童相談所と市町や警察など関係機関との情報共有、連携強化等を図るとともに、児童福祉司の増員等による児童相談所の体制強化に取り組むこと。さらに、中核市である宇都宮市の児童相談所の設置に向け協議すること。

あわせて、市町の切れ目のない相談支援体制や専門性強化のため、子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するとともに、子育て世代包括支援センターとの連携を図るなど、更なる児童虐待防止対策の強化に努めること。

(3) 糖尿病等の生活習慣病予防及び重症化予防対策の強化について

本県は、糖尿病の患者数や糖尿病に起因する透析導入など透析患者数は増加傾向にあり、全国比較においても高い状況が続いている。

人生100年時代の安心の基盤は健康であり、健康寿命の更なる延伸に向け、糖尿病等の生活習慣病予防や重症化予防対策を強化する必要がある。

そこで、市町や保険者、医療機関等との連携を一層強化するとともに、健診データやICT技術の活用など、より効果的な対策について検討すること。

(4) がん患者の妊孕性に関する支援について

がん患者については、抗がん剤治療等の影響により妊孕性が低下するケースがあるが、将来、子どもを持つことを望む若年のがん患者が、

希望を失わずにがん治療を受けることを可能にする妊孕性の温存治療が注目されている。

そこで、がん治療と生殖医療の医療連携体制の整備を促進するとともに、患者への相談支援など必要な対策について検討を行うこと。

(5) 地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護人材の確保について

超高齢社会を迎え、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域包括ケアシステムの構築が進められているところであるが、市町における地域資源の状況を踏まえつつ、更なる深化・推進を図っていくことが重要である。これらの実現に向けて、県は、機運醸成や人材育成など、市町の取組に必要な支援に努めること。

あわせて、介護関係職種の県における有効求人倍率は、平成30年度は3.46倍と、全職業(1.43倍)より2ポイント以上高いなど、介護人材不足への対応は喫緊の課題である。

このため、多様な人材の介護分野への参入促進や労働環境・処遇改善等により、介護人材確保対策の充実・強化を図ること。

(6) 看護職員の養成及び確保について

近年、少子高齢化等に伴い社会環境が大きく変化する中、県民が生涯にわたり安心して暮らし続けていくためには、医療はもとより保健や介護等、社会のニーズに幅広く対応できる看護師の養成、確保が求められている。

こうした中、民間養成所の設置等により、県内の定員数は充実してきているが、少子化の影響もあり、県立の看護師養成所である衛生福祉大学校や県南高等看護専門学院をはじめ、県内の多くの民間養成所において、入学者数が定員数に満たない状況が続いている。

そこで、県は、県内の看護職員に対するニーズや民間養成所の状況を適切に把握した上で、民間養成所の養成力の向上も含めた看護職員の確保対策の更なる充実に努めるとともに、今後の県立看護師養成所のあり方について検討すること。

(7) 障害者雇用の促進について

障害のある人が、その能力と適性に応じた職に就き、地域において自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指すことは、本県にとっても重要な課題の1つである。

このため、県、県教育委員会、警察本部等の行政機関においては率先して障害者雇用の推進すること。

また、民間企業においても、障害者雇用への関心と理解を深めるとともに、職場体験の実施や受入事業所の開拓等を通じて障害者雇用が一層促進され、さらには、就職後の職場定着につなげるため、個別の企業の実態に応じた伴走型支援を実施するなど、関係機関等と連携を図りながら、各種施策の積極的な推進に努めること。

(8) 精神障害者に対する医療費助成について

本県では、身体障害者、知的障害者について、重度心身障害者医療費助成制度の適用対象としているところであるが、精神障害者は同制度の対象となっておらず、大きな負担が生じている状況にある。

については、関係団体からの要望等も踏まえ、精神障害者も同制度の対象とすることとし、制度を運用する市町と十分協議しながら、見直しの検討を進めること。

(9) ひきこもり対策の推進について

本年3月に内閣府が公表した「生活状況に関する調査」によると、ひきこもりの長期化と高年齢化が進んでいることが判明した。

ひきこもりの県内の実態を把握するとともに、子ども・若者に限らず、中高年についても、ひきこもりの状態にある本人やその家族が、より身近な地域で必要な支援を受けられるよう、市町と連携し、相談支援体制の強化を図ること。

5. 農林業の振興について

(1) 農業農村整備事業の推進について

農業者の高齢化や担い手不足が進む中、地域農業の生産性の向上を図るためには、経営規模の拡大が不可欠であるので、その基礎となる担い手への農地の集積・集約化の取組を加速するため、長期的かつ戦略的な視点で、地域の実情に応じた農業農村整備事業を着実に推進すること。

（２）県育成品種の安定供給について

県では、主要農作物種子法の廃止後も、将来にわたり優良な種苗を安定的に供給するため、新たな条例の制定に取り組んでいるところであるが、これにあわせて、新品種や栽培技術の開発などの試験研究により一層力を入れ、本県農業を支える基盤強化に取り組むこと。

また、いちごの新品種である i37 号については、「いちご王国・栃木」の更なる発展の鍵となる品種として期待されていることから、早急に苗の供給体制を整備するとともに、栽培技術の確立を図ること。

（３）県産農産物のブランド力の強化について

今年 11 月の大嘗祭に係る悠紀地方に栃木県が選定されたことは、県産米を始め、本県の農産物に全国から注目が集まる絶好の機会である。

また、今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や、「いちご一会とちぎ国体」等が開催されることから、これらの機会を有効に活用し、県産農産物の魅力などを全国に発信するプロモーションに総力を挙げて取り組むこと。

（４）農業の担い手の確保・育成について

少子高齢化・人口減少などが進行する中、農業分野での担い手不足が課題となっている。

2019 年度の新規就農者は、前年より約 16%減少しており、本県農業を成長産業として発展させるためには、農業の基盤を支える人材の確保・育成が必要である。

このため、新規学卒者やＵターン就農者、他産業からの参入者などの多様な担い手が、将来、継続的に農業に取り組めるよう、農業大学校を始めとする就農支援への充実を図ること。

（５）国際貿易交渉への対応について

T P P 11 や日 E U ・ E P A の発効など、国際貿易の枠組みが大きく変化する中、T P P 未参加の米国との貿易交渉が進められ、農産物の関税引き下げを T P P の水準に抑えることなどで大枠合意されたところである。

9 月には、署名を目指すとされていることから、引き続き、輸入農産物に対する各種対策の強化を図る必要がある。

このため県は、国からの情報収集に努め、県内農業に及ぼす影響を十分に把握し、農業経営に支障を来さぬよう適切に対応すること。

(6) 森林経営管理制度と森林環境譲与税について

今年度から始まった森林経営管理制度については、円滑な運用が図られるよう、森林整備を担う市町に対し十分な支援を行うこと。

また、当制度の運用に併せて譲与される森林環境譲与税については、とちぎの元気な森づくり県民税とともに有効に活用しながら、林業施策の更なる充実を図ること。

(7) 林業人材の確保・育成について

近年、新規林業就業者は40人前後で推移しているが、高齢者の退職や中途での離職により林業従事者の全体数は伸びていない。

今後、林業の成長産業化に加え、森林経営管理制度による森林の整備や管理を適切に進めていくためには、引き続き林業人材の確保はもとより、高い技術力を有する林業就業者の育成を図ることが重要であることから、より一層必要な施策に取り組むこと。

(8) 野生鳥獣害への対策について

県では、これまでもシカ、イノシシをはじめ、サル、ハクビシン、カワウなどの野生鳥獣による農林漁業被害への対策を講じてきたところだが、近年、八溝山地へのシカ侵入確認、河川敷へのイノシシの営巣、クマの目撃情報の多発など、中山間地域にとどまらず、市街地などにも行動範囲が拡大しつつあることから、より一層の対策を進めることが必要である。

このため、河川敷におけるイノシシ対策や県北東地域へのシカ侵入防止対策を積極的に推進するとともに、クマによる事故防止対策、ICTを活用した効率的な捕獲と被害防止対策を進めること。

6. 環境対策の推進について

(1) 気候変動対策の推進について

世界各地において異常気象が頻発しているが、気候変動の影響は、農林業、健康及び自然災害などのあらゆる分野に及ぶことから、「地域気候変動適応計画」の策定に当たっては、幅広い分野について情報収集・現状分析を行い、本県に適した施策を検討すること。

また、県民や事業者等への情報提供及び市町への技術的助言等、気候変動対策の推進において重要な役割を担う「地域気候変動適応センター」の早期設置に努めること。

（２）廃プラスチック対策について

プラスチックは、今や我々の生活に欠かすことのできない、利便性の高い素材である。一方で、使用済みの廃プラスチックは、適切な管理がなされずに、海洋に流出すると長期間にわたり環境中にとどまり、環境汚染を引き起こす原因となりかねない。加えて、アジア各国による輸入規制も拡大していることから、国内における適正な資源循環に向け、早急な取組が求められている。

県は、こうした状況を踏まえ、県民に対する啓発など、廃プラスチックの３Ｒや適正処理に向けて、より積極的に取り組むこと。

（３）食品ロス削減対策の推進について

食品ロスの発生が大きな社会問題となる中、国では、本年５月に国民運動としてこの問題に取り組んでいくことを目的として、「食品ロス削減推進法」を制定したところであり、その対応が喫緊の課題となっている。

本県においても、県内における食品ロスの実態把握を行うとともに、県民はもとより事業者等に向けて幅広く普及啓発を実施するほか、賞味期限内の未利用食品を必要とする人に届けるフードバンク活動への支援など、食品ロス削減に向けた総合的な取組を進めること。

７．教育行政の推進について

（１）教員の働き方改革の推進について

学校における教育課題が複雑化・多様化し業務負担が増加する中、県教育委員会では、昨年度「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の働き方改革を進めている。

各学校においては、児童生徒と向き合う時間を確保するため、積極的に業務改善等に取り組むことで、本来の教員としての役割を十分に果たし、本県の教育の質を高めるよう、同プランに基づく実効性のある働き方改革を推進すること。

(2) 教員の資質向上について

改訂された新学習指導要領において、児童生徒が身に付けるべき資質・能力が明確化されたことを踏まえ、それらを確実に育むことのできるよう、教員の資質向上に努めること。

また、小学校英語の早期化・教科化や大学入試改革にも的確に対応するため、英語に関する教員の指導力の向上を図ること。

(3) 外国人児童生徒等に対する支援の充実について

改正出入国管理及び難民認定法の施行による外国人労働者の増加に伴い、日本語指導が必要な外国人児童生徒数の増加が予想されている。

こうした状況を踏まえ、市町と連携し、日本語指導や学校生活への適応指導など外国人児童生徒に対する指導・支援体制の充実を図ること。

また、学齢期を経過した外国人の就学の機会を提供するためにも、文部科学省が進めている夜間中学の設置について、市町とともに検討を行うこと。

(4) 障害のある子どもの教育に対する市町への支援について

障害のある児童生徒の就学に関しては、市町教育委員会が就学先を決定しているが、小中学校の通常の学級に特別な配慮が必要な児童生徒が多く在籍している現状がある。

こうした状況は、市町教育委員会において、児童生徒の障害の状態等を踏まえた適切な判断ができていないことが原因の一つとして考えられるため、県教育委員会は、障害のある児童生徒が適切な就学先で学べるよう市町の取組を支援すること。

(5) スクールソーシャルワーカーの配置拡充について

県教育委員会では、スクールソーシャルワーカーを各教育事務所に配置し、学校だけでは解決が難しい事案に対応しているところである。

しかし、本県の子どもたちを取り巻く環境は多様化、複雑化しており、いじめや不登校への対応に加え、貧困対策を始めとする福祉的支援など、その役割はますます重要となっている。

そのため、これらの問題に速やかに対応し、学校と関係機関との連携を強化して問題解決に向け支援を行う、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を図ること。

(6) 第77回国民体育大会に向けた競技力の向上について

令和4年に本県で開催される「いちご一会とちぎ国体」に向けた、「栃木県競技力向上基本計画」における充実期の最終年度を迎えたが、昨年の国体における天皇杯順位と得点は、いずれも目標を下回る結果となっている。

国体開催まで残り約3年となったが、更なる選手の発掘・育成・強化や指導者の養成・資質の向上に、より一層取り組むこと。

あわせて、選手の育成・強化をより効率的に推進するため、総合スポーツゾーン内に設置予定であるスポーツ医科学センターにおいては、科学的知見から効率的・効果的な支援ができるよう万全な体制整備を進めること。

(7) 文化財の保存・活用について

改正文化財保護法が今年4月に施行され、市町村は文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を策定し、当計画が国の認定を受ければ地方創生推進交付金を活用し、事業を実施することができるようになったことから、今後市町において文化財を活用した地域活性化の取組が進むことが期待される。

このため、県は、市町の指針となる文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱の策定を進めるとともに、市町が取組を円滑に進めることができるよう、地域計画の策定に対し積極的に支援すること。

8. 警察行政の推進について

(1) 人工知能(AI)を犯罪抑止等に活用するための調査研究について

警察活動のより一層の強化を図るには、データを分析し、先端技術を活用することが有効と考えられる。

他府県を見ると警察活動への人工知能(AI)の活用について調査研究を始めているものが少なからずあり、既にAIを犯罪の発生状況の分析等に活用している例もある。

本県においても、AIの活用について調査研究を進め、犯罪の抑止に努めること。

(2) 特殊詐欺を撲滅するための取組について

県警では、これまで、コールセンターによる注意喚起や撃退機器の無償貸出し、金融機関と連携した対策の取組等を進め、一定の成果を

挙げたところであるが、本年上半期における県内特殊詐欺認知状況は、被害件数・被害額ともに前年同期を上回っている。

また、犯行手口も巧妙化しているほか、被害者に占める高齢者の割合は、依然として高く、全体の約8割を占めている状況にあることから、引き続き被害防止に向けた対策を強化すること。

(3) 高齢運転者による交通事故防止対策について

全国的に高齢運転者による悲惨な交通事故が社会問題となっているが、県内においても、本年上半期における75歳以上の運転者による死亡事故件数が全国最多と憂慮すべき事態となっている。

県では、市町と連携して運転免許自主返納者に対する支援事業や交通安全教育を強化しているほか、日光市においては、先進安全自動車の購入費への助成を行っているところであるが、まだ十分な効果は見えていない。

そこで、運転免許自主返納に向けた取組、安全運転を徹底するための交通安全教室の開催や先進安全自動車の普及啓発など高齢運転者による事故防止対策について、市町、関係機関と連携し、きめ細やかな対応を図ること。